

番 号：諮問第179号

答申日：平成31年3月20日

答 申

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成28年2月28日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、異議申立人に対し、開示決定等期限延長を行った上で、本件開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成28年3月15日付け海建管第03010012号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成28年3月17日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、「作成又は取得していない」理由はあり得ないというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

現に公図訂正が為され、訂正後の土地所在図の現公図の誤り箇所指摘である地番域について現大字図に基づき小字の移動は許されない。(不動産登記簿上)

その文書についての根拠を開示請求したものであるから「作成又は取得していない」理由はあり得ない。

請求書中の『「字東山」が字東山田に接した根拠』とは、字東山が字東山田に隣接するように移動した根拠を指す。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

本件の公文書開示請求書に記載されている別紙図面は、平成13年に行われた和歌山市上三毛字東山田の公図訂正に係る土地所在図であるが、実施機関では、字東山田の公図訂正は行っているが、字東山の公図訂正は行っていない。そのため、当該土地所在図において字東山、字東山田が接した根拠に係る文書は作成していない。

よって、実施機関は、請求公文書について「作成又は取得していないため」の理由により、条例第11条第2項の非開示決定を行ったところである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、異議申立人は字東山が字東山田に隣

接するように移動した根拠がわかる文書を請求していると認められる。

実施機関によると、本件の公文書開示請求書に記載されている別紙図面は、平成13年に行われた和歌山市上三毛字東山田に係る土地所在図であるとのことである。実施機関は、字東山田の公図訂正は行っているが、字東山の公図訂正は行っておらず、当該土地所在図において字東山が字東山田に隣接するように移動した根拠に係る文書は作成していない旨説明する。

実施機関の説明から、本件対象公文書を「作成又は取得していない」との主張は、特段不合理ではない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」として非開示決定を行った本件処分は妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」とおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公図訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成 27 年 10 月 30 日	○諮問（実施機関）
平成 27 年 12 月 7 日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成 29 年 3 月 16 日	○審議
平成 29 年 4 月 25 日	○審議
平成 30 年 5 月 29 日	○審議
平成 30 年 6 月 12 日	○審議
平成 30 年 7 月 2 日	○実施機関からの資料を受理
平成 30 年 7 月 3 日	○審議
平成 30 年 8 月 16 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成 30 年 8 月 30 日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成 31 年 2 月 12 日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 28 年 2 月 28 日	第 148 回会議録についてまとめた別紙図面にもとづき、別紙中の番号につき開示原本。別紙①訂正後の土地所在図南側〇〇〇-〇、〇〇〇-〇、〇〇〇-〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇に接する地域は、昭和 31 年 9 月 30 日以降岩出町大字上三毛字北原となり、「字東山〇〇〇〇-〇」「字東山〇〇〇〇-〇」「字東山〇〇〇〇-〇」の記載は誤りである。⑥字東山地域は大字上三毛であるが、字東山田に接する字は、字北原と字岩之谷、字東垣内、字船戸しかなかった。「字東山」が字東山田に接した根拠。